

不足額給付2 判定フローチャート

●令和7年1月1日時点で大分市に住民登録がある
(令和7年度住登外課税者(※1)を含む)

いいえ

大分市では、不足額給付の対象になりません(令和7年度個人住民税の課税自治体へお問い合わせください)

はい

●令和5年度または令和6年度に非課税・均等割世帯給付金の対象世帯(※2)として世帯主または世帯員に該当した。

はい

不足額給付2の対象外です

いいえ

●青色事業専従者又は事業専従者(白色)である
または
●合計所得金額が48万円を超えるため扶養に入れない

いいえ

不足額給付2の対象外です

はい

●定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割が0円

いいえ

不足額給付2の対象外です

はい

不足額給付2の対象者に該当する可能性があります

※1

大分市以外にお住まいの方で、令和7年度の個人住民税が大分市から課税されている方

※2

令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)

令和6年度新たに住民税非課税世帯給付金(10万円)

令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)